

入会のご案内（賛助会員）

2025年 6 月24日



JSTOA

一般社団法人

日本STO協会

Japan Security Token Offering Association

アジェンダ

1. 本協会について
2. 会員向けサービス
3. 入会手続き
4. お問い合わせ



一般社団法人
日本STO協会
JSTOA Japan Security Token Offering Association

1. 日本STO協会について



1. 日本STO協会について

1. 概要

本協会は証券会社等を構成員とする社団法人として2019年10月に設立されました。2020年5月に金融庁より、金融商品取引法第78条第1項の規定により認定を受けた認定金融商品取引業協会であり、会員(正会員、賛助会員及び後援会員)をもって組織されています。

名 称	一般社団法人 日本 S T O 協会 Japan Security Token Offering Association
所 在 地	東京都千代田区平河町1丁目1-8 麹町市原ビル8階
設 立	2019年10月1日
役 員	会 長 北 尾 吉 孝 (S B I 証券 代表取締役会長) 副会長 楠 雄 治 (楽天証券 代表取締役社長) 他理事・監事11名
会 員 区 分	正会員、賛助会員、後援会員
会 員 数	67社 (正会員16社、賛助会員48社、後援会員3協会) ※2025年6月20日時点

2. 目的

本協会は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を公正かつ円滑にならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することとともに、「金融資本市場の活性化・高度な産業の育成・グローバルな視点での競争力の維持」を推進し、セキュリティトークンの広報、普及啓発に努めることを目的としています。

1. 日本STO協会について

3. 設立経緯

時期	内容
2017年頃	ビットコインに代表される暗号資産の市場価格高騰とともに、<u>ICO(Initial Coin Offering)という実態価値のないトークンを販売する資金調達手法が流行する。</u> 当初、新たな資金調達手法として注目を集めたものの、日本をはじめ世界各国での法規制が整備されておらず、結果として詐欺まがいの事案が多数発生し、<u>ICO そのものに対する規制強化の必要性が高まる。</u>
2019年5月	<u>「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により、金商法が改正される。</u> ■ 2条2項各号有価証券のうち、ブロックチェーン技術等を用いて移転するものを「電子記録移転権利」として1種業の規制対象とする。 (2020年5月施行)
2019年10月	<u>一般社団法人日本STO協会設立</u>
2020年4月	<u>資金決済法等改正に係る政令・内閣府令改正公布</u> ■ ブロックチェーン技術等を利用して移転する株・債券等の1項有価証券、電子記録移転権利等をまとめて「電子記録移転有価証券表示権利等」とし、1項有価証券と同等の規制を適用（開示規制、分別管理、契約締結前交付書面の記載事項等） ■ <u>一般社団法人日本STO協会が認定金融商品取引業協会として認定</u>を受ける。 (2020年5月施行)

1. 日本STO協会について

4. 主な業務

■ 投資者保護のための自主規制業務

- ①金商法その他法令の規定を遵守させるために正会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の業務を行っています。
- ②電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務を行っています。
- ③正会員及び金融商品仲介業者による詐欺行為又は不当な利得行為を防止し、投資者の信頼を確保するための業務を行っています。
- ④電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長する業務を行っています。
- ⑤正会員及び金融商品仲介業者の法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員の営業及び財産状況の調査を行っています。

■ 証券取引等の相談・苦情、あっせん

投資者からの相談対応・苦情解決及び電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関する正会員及び金融商品仲介業者と投資者の間の紛争の解決のあっせんを行っています。なお、これらの業務については、NPO法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)に委託しています。

■ セキュリティトークン市場の制度整備・市場管理業務

電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る業務の適正化に必要な自主規制規則を制定し、当該正会員及び金融商品仲介業者の社内規則及び管理体制を整備を求めています。

■ ST外務員登録事務及び、資格試験・研修等の実施

金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うほか、セキュリティトークン外務員資格試験及び、研修等を実施しています。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等及び関連する技術等に関する調査・研究

電子記録移転有価証券表示権利等及びこれらに付随する技術に関する調査研究、情報の収集又は提供並びに広報を行っています。

■ 関係団体との意思疎通及び意見の調整

会員間及び金融商品取引業に関係のある団体等の意思の疎通及び意見の調整を図り、諸施策を推進しています。

■ 反社会勢力排除に関する支援

金融商品取引及び、金融商品市場から反社会勢力を排除するため、会員等の反社会的勢力排除の取組みの支援を行っています。

1. 日本STO協会について

5. 自主規制規則

本協会は、正会員に適用される自主規制規則等を制定し、それらを正会員が遵守することにより、セキュリティトークン取引の公正化・円滑化を図っています。

■ 電子記録移転権利等の取引等に関する規則

正会員に対して、適正な投資勧誘が実施されるよう、電子記録移転権利等の保有・移転の仕組み、それらに起因するリスクを理解した者や、過去に電子記録移転有価証券表示権利等の取引経験がある者と取引を行うよう、「取引開始基準」の設置を求めています（同規則4条）。

■ 電子記録移転権利の募集の取扱い等に関する規則

- ① 発行者に対する厳正な審査の実施義務及び審査項目の制定
- ② 社内審査体制等の構築
- ③ 電子記録移転権利の移転方法や仕組み等に関するプラットフォームに係る審査

■ 電子記録移転権利等の発行市場を担う基幹システムのガイドライン

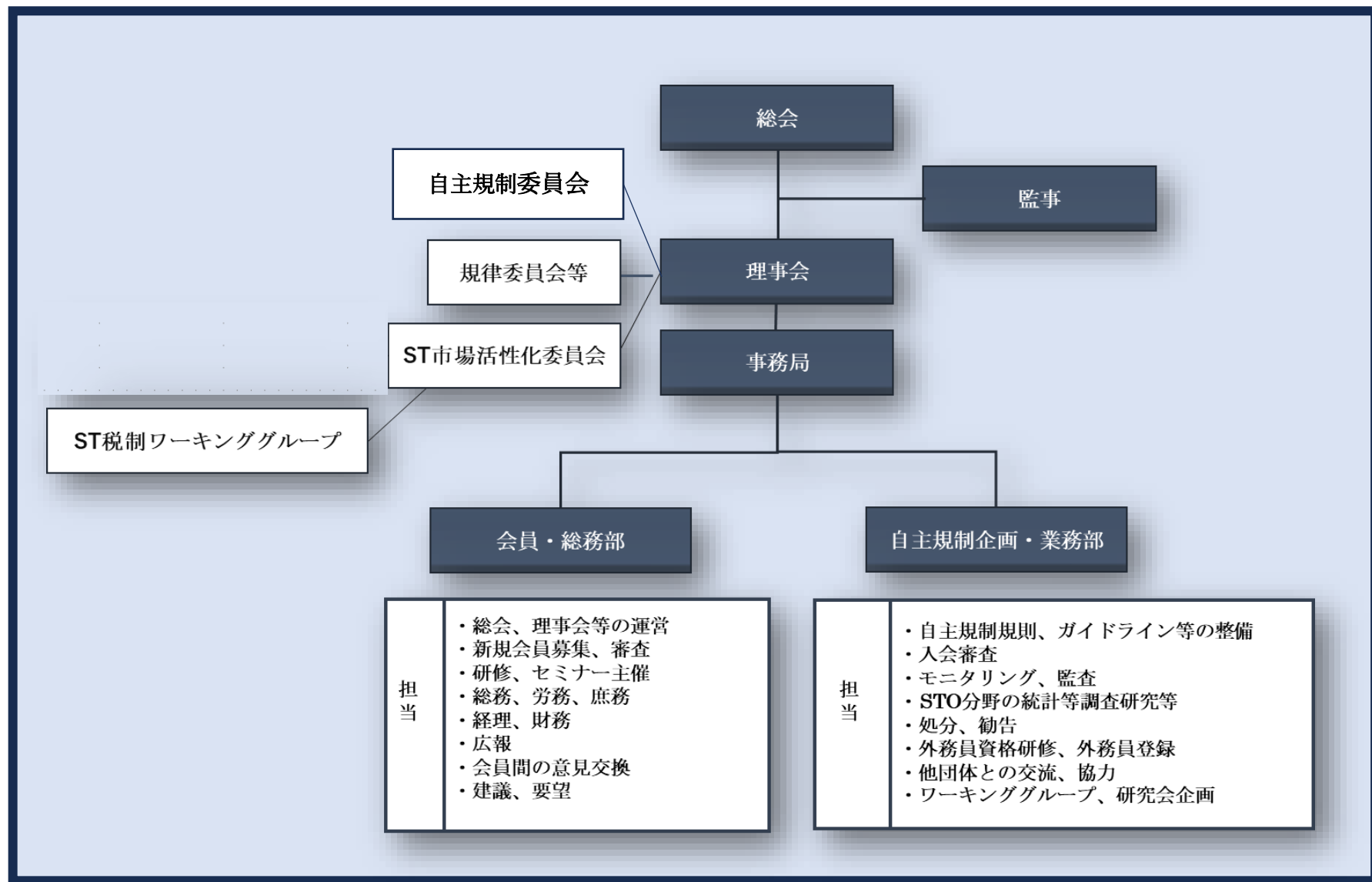
【位置づけ】

- ① 正会員が電子記録移転権利等の発行に使用する基幹システムの審査・検証基準の策定にあたって、その参考となるよう、一定の指針として定めています。
- ② 正会員が、システム委託先企業を適切に管理し、安全な取引基盤を維持するにあたって、本ガイドラインを活用することも目的としています。

【主な内容】

- ① 基幹システムに求められる機能
次の機能について、重要かつ基本的な事項を定めております。
イ. 主要機能（発行、配布、移転（売買）、償還、逆移転、停止等）
ロ. 付随機能（トークンの発行・配布・移転に関する情報の管理、基幹システムのモニタリング、ガバナンスの構築）
ハ. 連携機能（KYC サービス、AML/CFT サービスとの連携）
- ② 運営事業者によるリスク・対応策の説明体制の整備
- ③ 情報セキュリティ、個人情報の取扱い、サポート体制（運営事業者および関係企業における緊急時等の連絡・応答窓口の設置）、本協会会員間の情報共有

ご参考.組織図



2. 賛助会員向けサービス

2. 会員向けサービス

1. マッチングコーディネート、会員間の交流促進

当協会では、セキュリティトークン市場の活性化を目指し会員間の連携強化を図っております。会員の皆様からご要望がありましたら、マッチングコーディネート、会員間の交流促進等の会員企業の支援を行っています。



2. 賛助会員向けサービス

2. 会員向けイベントの開催

会員の皆様を対象にした各種イベントにご参加いただけます。

過去開催のイベント

2025年になってからのウェビナー

28 th	2025年1月29日 15:00～16:00	テーマ：ステーブルコインの基礎と最新動向、今後の“ST×SC”展開について 登壇者：株式会社Progmata 代表取締役Founder and CEO 齊藤 達哉 氏
29 th	2025年2月26日 15:00～16:00	テーマ：ODXの一年を振り返る-今後の展望もふまえての課題等- 登壇者：株式会社大阪エクステンジ 執行役員 市場企画本部長 寺本充伯 氏
30 th	2025年3月25日 15:00～16:00	テーマ：STOシステム「OwnerShip」が目指すもの 登壇者：オーナーシップ株式会社 代表取締役社長 松井 晴彦 氏
31 st	2025年4月15日 15:00～16:00	テーマ：2024年度ST市場総括とBOOSTRYの戦略 登壇者：株式会社BOOSTRY 代表取締役 CEO 平井 数磨 氏
32 nd	2025年5月28日 15:00～16:00	テーマ：野村ホールディングスが捉えるSTの現在地と未来図 登壇者：野村ホールディングス株式会社 デジタル・アセット推進室 セキュリティ・トークン・グループ・リーダー 坂本 祥太 氏

2. 賛助会員向けサービス

3. ワーキンググループ等のフィードバック

ワーキンググループにおける検討状況のフィードバック等を通して、セキュリティトークン市場に係る最新の議論の動向をフォローいただけます。

当協会のワーキンググループ

・ST市場活性化委員会

第1回2021/7 第2回2021/12 第3回2022/9 第4回2022/10 第5回2023/2 第6回2023/9 第7回2024/9

・ST市場ワーキンググループ【解散】

第1回2021/7 第2回2021/9 第3回2021/11 第3回2021/12 第4回2021/12 第5回2021/12 第6回2022/9 第7回2022/12
2022.10 「セキュリティトークン市場ワーキング・グループ中間整理（報告書）」

<https://jstoa.or.jp/news/detail/76>

・ST税制ワーキンググループ

第1回2021/12 第2回2022/2 第3回2022/11 第4回2022/8 第5回2022/8 第6回2023/3 第7回2023/6 第8回2023/9
第9回2024/8 2026年度税制改正要望の策定に向け、検討中
2024.09 「2025年度税制改正要望」

<https://jstoa.or.jp/news/detail/157>

・非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会（日本証券業協会と合同事務局）

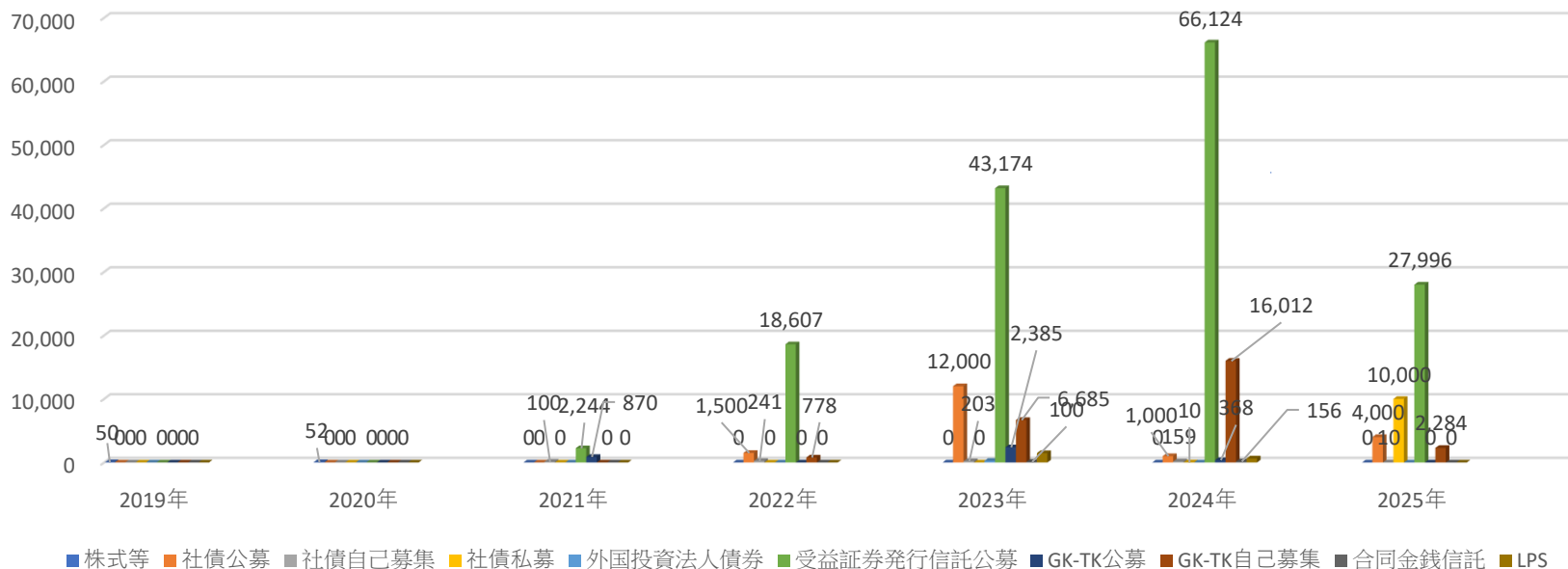
第1回2022/10 第2回2022/11 第3回2022/12 第4回2022/12 第5回2023/1 第6回2023/3 第7回2024/6 第8回2024/7

2. 会員向けサービス

4. 調査研究・意見交換

当協会では、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査等の業務を行っています。会員の皆様とは、意思疎通及び意見の調整を図り、諸施策を推進しています。また、国内における電子記録移転権利等の発行状況等について調査しており、お問合せいただければご照会も可能です。

ST年別発行状況



3. ご入会手続き

3. ご入会手続き

当協会へのご入会（賛助会員）のご案内

1. 【入会申請書類の作成・ご提出】

下記7点PDFとロゴデータのご提出をお願いいたします。様式を用意しておりますので、ご希望の際はお問合せください。（お問合せ先：会員総務部 info@jstoa.or.jp）

01_入会申請書（別紙様式）（押印不要）

02_誓約書（別紙様式）（押印不要）

03_反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書（別紙様式）（押印不要）

04_事務連絡先担当者（新規・変更）届出書（別紙様式）（押印不要）

05_定款の写し

06_登記事項証明書（現在事項証明書または全部事項証明書・3か月以内）

07_業務内容等が記載されたパンフレット・会社案内など

08_ロゴデータ（HP掲載用）

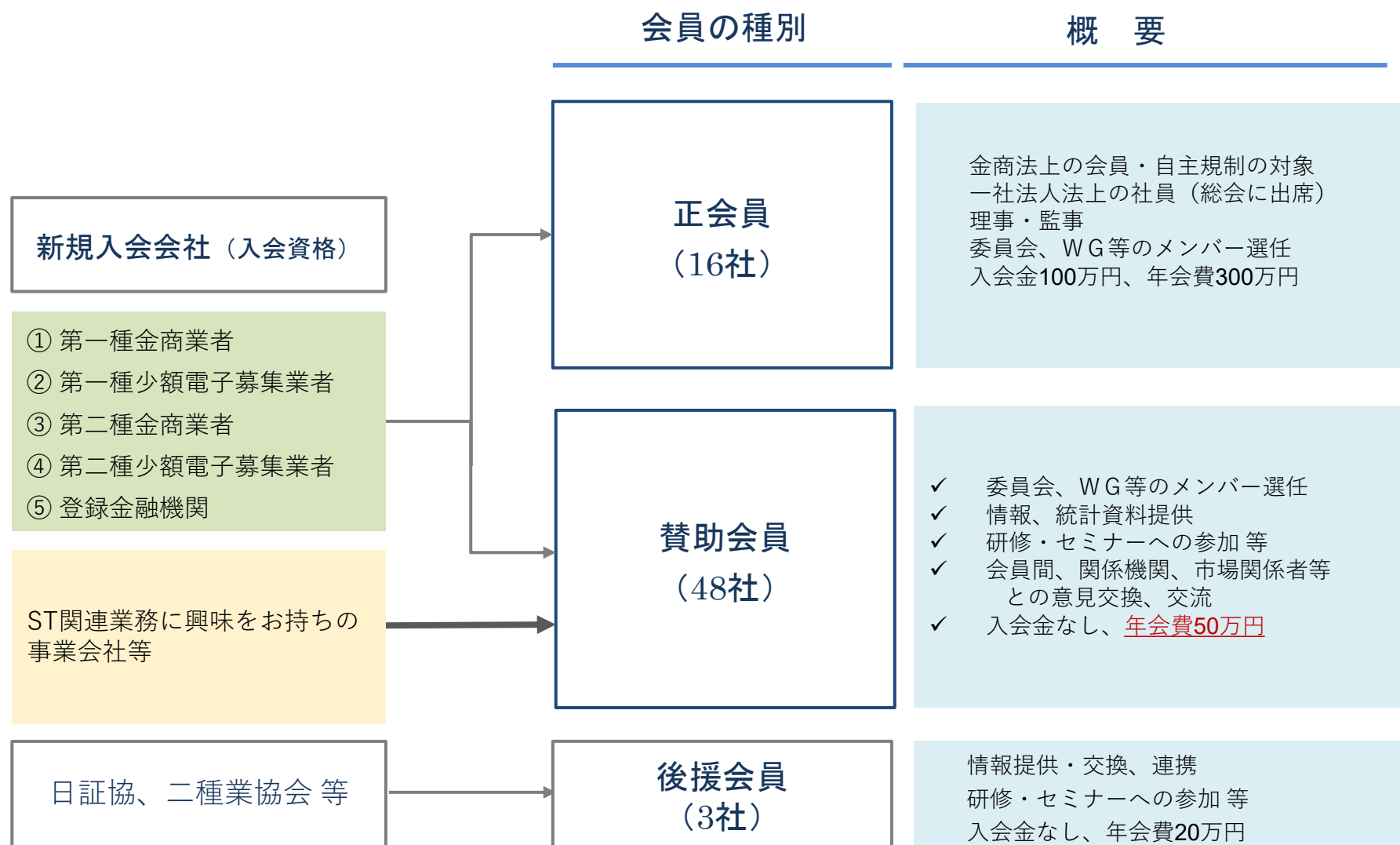
2. 【当協会理事会での承認・ご入会日】

月初までにご提出いただき、理事会決議後、翌月1日付でご入会となります。

※本協会に関する各種資料等をご高覧のうえ、ご入会をご検討いただきますようお願い申し上げます。

▶ホームページ入会案内 <https://jstoa.or.jp>

【参考】 会員の種別



4. お問い合わせ

4. お問い合わせ

当協会へのご入会（賛助会員）のご案内

ご入会に関してご不明点ございましたら、下記連絡先までお問合せくださいますようお願い申し上げます。



Japan Security Token Offering Association

一般社団法人日本STO協会

会員・総務部

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目1番8号 麴町市原ビル8階

電話：03－6272－8327

メールアドレス： info@jstoa.or.jp

